

吹田市留守家庭児童育成室入室申請基準

改正 令和8年5月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市留守家庭児童育成室条例施行規則（昭和57年4月1日規則第12号。）第12条の規定に基づき、入室申請に関し必要な事項を定めるものとする。

(入室申請基準)

第2条 吹田市留守家庭児童育成室条例（昭和57年4月1日条例第10号。以下「条例」という。）第4条第2号に規定する入室要件の具体的な取扱いについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 保護者が会社等に勤めている、または自宅以外の場所で自営をしていて留守にするため放課後の児童の保育ができない状態が、年間を通して1月あたり月曜日から金曜日の間で16日以上あり、かつ就労時間が1日4時間以上・就労終了時間が午後3時以降であり、他に保育できる人がいない場合。
- (2) 保護者が自宅で自営または内職をしており、児童の放課後の保育ができない状態が、年間を通して1月あたり月曜日から金曜日の間で16日以上あり、かつ就労時間が1日4時間以上・就労終了時間が午後3時以降であり、他に保育できる人がいない場合。
- (3) 保護者が病気療養中等で、放課後の児童の保育が困難であると医師が診断する場合で、他に保育できる人がいない場合。
- (4) 保護者が身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳を所持しており、事実上放課後の児童の保育が困難であり、他に保育できる人がいない場合。
- (5) 保護者が看護・介添えが必要であると医師が診断する病気又は障がいがある親族又はその他の者を看護・介添えするため、放課後の児童の保育が困難な場合で、他に保育できる人がいない場合。
- (6) 保護者自身が大学校または職業訓練校等の学生であり放課後の児童の保育ができない状態が、1月あたり月曜日から金曜日の間で12日以上あり、かつ就学時間が1日3時間以上・就学終了時間が午後3時以降であり、他に保育できる人がいない場合。
- (7) 保護者が妊娠中または、出産後間がなく、他に保育できる人がいない場合。なお、その期間は、出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日から出産日の8週間後の日が属する日の月末までとする。
- (8) 保護者が65歳以上で、他に保育できる人がいない場合。
- (9) 保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっており、他に保育できる人がいない場合。
- (10) その他市長が必要と認める場合。

附 則

この基準は、決裁の日から施行し、平成24年度の入室申請から適用する。

附 則

この基準は、決裁の日から施行し、令和2年度の入室申請から適用する。

附 則

この基準は、決裁の日から施行し、令和9年度の入室申請から適用する。

ただし、令和8年度吹田市留守家庭児童育成室に入室許可した保護者については、令和11年度入室申請まで従前の例による。